

天理市表彰条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第1号

天理市表彰条例の一部を改正する条例

天理市表彰条例（昭和35年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「12年以上」を「8年以上」に改め、同条中第7号を第8号とし、同条第6号中「民生委員、その他」を削り、「の委員」の次に「（第5号の委員を除く。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 8年以上民生委員、児童委員、人権擁護委員若しくは保護司の職にある者又はあった者で、その功績が顕著な者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にその職に在職しない者については、この条例の規定は適用しない。